平成２８年（フ）第２９１号
愛媛県松山市山越１丁目13番５号　コーラルガーデン山越401号、住民票上の住所愛媛県松山市山越１丁目13番５号　第47杉フラット401号
債務者　金谷　理枝
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０５号
愛媛県松山市居相２丁目３番７号
債務者　有明　瑞穂
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９７号
愛媛県四国中央市川之江町2202番地１　ケイ・エイアパート１号室
債務者　原田　金次
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第５８号
愛媛県今治市常盤町５丁目９番５号、前住所川崎市高津区蟹ケ谷200番地　ヒューマンスクエア日吉ウルビノ1008
債務者　土居　マミ
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第２２９号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津424番地４
債務者　古賀奈穂美
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３２号
佐賀県多久市北多久町大字小侍882番地２県営北多久団地233号、前住所佐賀県多久市東多久町大字別府5422番地４
債務者　古賀さおり
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３５号
佐賀県鳥栖市田代外町591番地17
債務者　鶴田　雅也
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３１５号
宮崎市大塚町八所3602番地１　ＳＫハウス201号、前住所宮崎市大字本郷北方2161番地エムコーポＡ棟201号
債務者　髙橋　美和
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３３０号
宮崎市佐土原町下田島20154番地１　みなとＡＰ佐土原105号
債務者　高橋　健志（旧姓谷川）
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０２号
奈良県橿原市石原田町308番地の61
債務者　武田　正一
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２２２号
奈良県北葛城郡王寺町元町２丁目６番３－204号、前住所奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目27番５－402号
債務者　大山　義博
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
長野県小諸市丙1020番地３
債務者　黒岩　一秀
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第２３１号
兵庫県伊丹市池尻７丁目98番地　クレール宮ノ北401号、前住所兵庫県神戸市中央区上筒井通５丁目２番28号　上筒井パークハイツ103
債務者　安井　智子（旧姓田中・今北）
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第５５８号
兵庫県尼崎市塚口町１丁目25番地の４
債務者　竹林　　鉄
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６０９号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目94番地の１　グランピック401
債務者　大村　政幸
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６１５号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番16―203号
債務者　操野　徳子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係